

令和7年第3回 北海道議会定例会〔予算特別委員会（保健福祉部所管）〕開催状況

開催年月日 令和7年9月26日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 保健福祉部長 古岡 昇

食品衛生課長 佐藤 吾郎

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>五 旅館業法における監査等について</p> <p>（一）他部からの事実確認について 旅館業法における監査等についてです。 倶知安町ではコンドミニアムなどの1棟貸しが多くて、宿泊料金に対して定率性で宿泊税を徴収していました。それに対してこれから道が導入しようとしている宿泊税は、宿泊人数に応じて一定額をかけて徴収する仕組みとなっております。徴税の根拠として宿泊人数の把握が必須となったわけです。</p> <p>第2回定例会予算特別委員会知事総括において、宿泊者名簿の作成は旅館業法で決められているので、宿泊人数の把握について知事は、定率性を採用している市町村事業者においても宿泊者名簿により宿泊者数を把握しているとのことのように答弁をしておりました。</p> <p>この答弁の前に経済部から保健福祉部に対して、宿泊者名簿で宿泊者人数を把握しているのかどうかの確認というのはあったのでしょうか。また、宿泊者名簿による人数把握が確実に行われているという事実確認を経済部から行われていたのかどうか伺います。</p> <p>（二）旅館業法における宿泊者名簿の位置づけについて 国の審査会においての説明では、制度上可能であると説明していたのですが、知事は予算特別委員会の総括質疑で把握しているとのことのように答えていましたが、保健福祉部の説明では、制度の説明を行い、宿泊者数を把握することは可能だと説明をしたという答弁でした。</p> <p>そこで、旅館業法で規定している宿泊者名簿の作成目的、具体的作成方法、名簿の記載項目についてはどうなっているのでしょうか。</p> <p>（三）宿泊者名簿作成と保存の法的義務等について 宿泊者名簿の作成というのは義務だということになると思うのですが、この作成と保存を行うということは旅館業法において義務規定とされているということでしょうか。また、宿泊者名簿の作成と保存を確認することは監査と言いますか、監視指導の対象とされているのか伺います。</p> <p>（四）監査記録について 義務規定になっているこの宿泊者名簿の作成と保存がですね、監査結果としてですね、記録されているのかどうか確認したいと思います。</p>	<p>（食品衛生課長） 他部からの確認についてでございますが、旅館業法においては、営業者は宿泊者名簿を備えることとされておりまして、制度上、宿泊者数を把握することは可能である旨、説明をしているところです。</p> <p>（食品衛生課長） 旅館業法における宿泊者名簿の位置付け等についてでございますが、旅館業法では、営業者は施設等に宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、連絡先などを記載することとされており、宿泊者は、営業者から請求があったときは、これらの事項を告げなければならないと規定されております。</p> <p>また、宿泊者名簿については、感染症が発生し又は、感染症患者が旅館等に宿泊した場合において、感染経路を調査すること等を目的として備えることとされており、営業者は、都道府県知事の求めに応じ、これを提出しなければならないとされているところであります。</p> <p>（食品衛生課長） 宿泊者名簿作成と保存の法的義務等についてでございますが、旅館業法においては、営業者は宿泊者名簿を備えることが規定をされており、法施行規則では、その作成の日から、3年間保存するものと規定されております。</p> <p>また、都道府県知事はこの法律の施行に必要な限度において、施設に立ち入り検査等ができることとされており、道では、監視指導要領を定め、保健所が行う施設の立入検査において、宿泊者名簿についても監視項目としていただいております。</p> <p>（食品衛生課長） 監視結果の記録についてでございますが、監視結果は、道の監視指導要領に定めた記録票に適・不適を記載することとしており、法令等の基準に適合しない事項があった場合には、必要に応じ、その内容を記載しているところでござ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 宿泊事業形態の違いによる宿泊者名簿の記載について</p> <p>それではですね少し具体的にちょっと伺っていききたいのですが、一部民泊やいわゆるラブホテルといわれる形態の宿泊事業者においては、有人のフロントで手続きを行わず、宿泊者名簿も一般的には記載しない宿泊施設も存在すると聞いております。</p> <p>特にラブホテルにおいては、休憩・宿泊といった利用形態に関わらず宿泊者名簿を記載させることが事業者の責務となっておりますけれども、ホテル入室時点で宿泊者名簿を記載するとは限らない場合もあるというふうに聞いております。旅館業法に規定する事業者義務が履行されていないことが推定をされる訳ですね。</p> <p>それで、宿泊事業者の営業形態によって宿泊者名簿が事実上記載されていない可能性を保健福祉部はどのように認識をされているのでしょうか。</p> <p>(再-1)</p> <p>デユースなど利用時間に関わらず、宿泊者名簿に記載が必要ということだということなのですね。それで、宿泊者名簿が整備をされていない場合があるとしたらですね、そうした場合、改善指導の対象となるということなのですが、昨年度の監視実績はどのようになっているのでしょうか。また、宿泊者名簿に関して指導した事例というのはあったのでしょうか。</p> <p>(六) 今後の監査における確認について</p> <p>旅館業法では義務規定となっているけれども、実際に監視指導した事例は2割に留まっていて、宿泊者人数を全数把握しているという知事の答弁とは乖離があるように思います。旅館業法で規定されていることをもって義務が履行されているとは営業の形態から鑑みてもちょっと断言できない状況ではないかと考える訳であります。ホテルの経営形態によっては、今回指摘したように宿泊者名簿を宿泊客に記載させていない可能性があることが明らかとなりました。道による監査において確認を強化する必要性というのがあると考えるのですが、どのように取り組まれますか。</p> <p>旅館業法上の宿泊者名簿の記載と保存というのは、その目的が違うと思うのですよね。宿泊税を徴収、徴税するための名簿ではない訳ですよね。旅館業法上は確かに宿泊者名簿で確認できることになっていますけれども、実際にその作成と保存を全数確認している訳ではないということが明らかになった訳です。そうすると、宿泊税の課税対象人数の把握の根拠として、宿泊者名簿というのはなり得ないのではないかと考えます。知事の答弁に齟齬があると考えますので、知事に直接伺いたいと思いますので、お取りはからいをお願い申し上げます。</p>	<p>ございます。</p> <p>(食品衛生課長)</p> <p>宿泊者名簿の記載についてでございますが、旅館業法において、宿泊とは、「寝具を使用して、旅館・ホテル営業等の施設を利用すること」と定義をされ、その営業形態に関わらず、営業者は、宿泊者名簿を備える必要があり、各施設において、法令に基づく対応がなされているものと考えております。</p> <p>なお、名簿が整備されていない場合には、保健所における改善指導の対象となるものであります。</p> <p>(食品衛生課長)</p> <p>立入検査の結果についてでございますが、各道立保健所では、立入検査の実施結果を記録しており、令和6年度は、5,047件の施設に対し、のべ937件となっているところであります。</p> <p>また、保健所からは、宿泊者名簿を備えていない施設に対し、改善指導を行った事例はありと確認しているところであります。</p> <p>(保健福祉部長)</p> <p>今後の対応についてでございますが、宿泊者名簿は法に基づき営業者が備えるものであり、感染症対策等の公衆衛生の確保の観点から、営業者における作成、保存は重要な意味を持ってございます。</p> <p>近年におきましては、外国人の増加など、不特定多数の者が旅館等を利用する環境にありますことから、道としては、今後とも、営業者に対し、旅館業法の遵守について必要な啓発や指導を行い、北海道を訪れる国内外の皆様安心して利用いただけるよう、宿泊施設の安全及び衛生の確保に努めてまいります。</p>